

飯島賢二の

やさしく解決!

第8回

株式会社 飯島 綜研
代表取締役 飯島 賢二

難問道場

Q 前回に続いて、「少人数私募債」のお話をお願いします。**A**

なぜ今、「少人数私募債」(以下私募債という)なのか、前回、紙面の都合上述べることができませんでしたので、今回引き続きお話ししましょう。なぜ今なのか? それは一言で言えば、中小企業にとってメリットが沢山あるからに他ならないということになります。

まず、メリットの第一は、銀行交渉が不要なことにあります。銀行に融資を申し込むと、色々な書類の提出を要求されます。当然といえばそうですが、何に使うのか、会社の業績は悪いのか、担保はあるのか、第三者の連帯保証人は頼めるのか、等々、根掘り葉掘りしゃべる必然が出てきます。加えて、場合によっては、歩積みや拘束預金も言われるかもしれません。私募債は直接金融ゆえ、これら全て不要となる……、まず大きなメリットといえるでしょう。

メリットの二番目は、私募債は証券取引法の適用除外要件であること、つまり、煩雑で面倒な行政手続が不要なことといえるでしょう。従って担保も不要となります。

また、貸し渋りの時代に資金調達が多様化が図られ、対外的には、投資家・取引先の信用力を高めることにもなるはずで

そして第三は、銀行借入だと、直ぐに待たなしの毎月返済が始まりますが、私募債は償還期限が来るまで、元本の返済がありません。従って、安定した中長期の資金確保ができる点、資金繰り上、大きな利点といえるでしょう。

更に、銀行借入ではないので、預金の拘束もなく、社債の利息は通常年一回の後払い、結果、実質金利はそう高くはならないこととなります。

そしてコスト面のメリットが第四といえるでしょう。つまり、社債利息は全額損金となります。仮に、同じ直接金融の増資による調達とすれば、増資による株式配当は、法人税等を払った後の未処分利益の支出になります。両者の調達コストを比べると、私募債方式のほうが安価であるということになります。そして、社債権者も、超低金利である預金よりは、縁故債の方がメリットがあることも見逃せない魅力となるでしょう。

「少人数私募債」による直接金融、御社もぼちぼち、検討してはいかがでしょうか。

